

平成23年11月30日

福島県災害対策本部長
福島県知事 佐藤 雄平 様

南相馬市議会議長 平田 武

応急仮設住宅等に関する緊急要望書

南相馬市議会東日本大震災及び原発事故対策調査特別委員会では、本市民が入居する南相馬市、相馬市及び新地町の応急仮設住宅において懇談会を実施いたしました。

その中で出された入居者の切実な要望内容を、下記のとおりとりまとめました。

つきましては、早期に実現されるよう強く要望いたします。

記

1 住環境の改善について

- ① ひさしや雨どいを設置すること。
- ② 防寒対策（二重ガラス化や結露、隙間風対策）をすること。
- ③ 物置を設置すること。
- ④ 風呂に手すり、玄関にスロープを設置すること。
- ⑤ 皮膚に異常をきたしている方が多いので、原因を調査し対策を講じること（牛河内第2応急仮設住宅、小池原畑第1応急仮設住宅）。
- ⑥ シャワーに温度調節装置を設置すること。
- ⑦ 風呂の追い炊き機能を追加すること。
- ⑧ 暖房対応の便座にできるよう改善すること。
- ⑨ 台所の料理台が狭いので改善すること。
- ⑩ 玄関前にチャイムを設置すること。
- ⑪ 脱衣所に間仕切りを設置すること。
- ⑫ 仮設住宅敷地内の雨天時の浸水対策をすること。
- ⑬ 道路からの進入路の舗装をすること。
- ⑭ 汚水の臭い対策をすること。

2 安全対策について

- ① 現地を確認し、必要な箇所に街灯を設置すること。
- ② 消火器を設置すること。

3 応急仮設住宅以外の借上げ住宅等への生活支援について

- ① 本市の前田団地仮設住宅、定住促進仮設住宅及び民間借上げ住宅への生活支援（暖房器具の支給）を他の仮設住宅と同等にすること。